

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東庄町長 岩田 利雄

市町村名 (市町村コード)	東庄町 (12349)
地域名 (地域内農業集落名)	橘地区 (新宿)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地域は、ほとんどが平地の水田で構成されており、主に地元の耕作者が耕作を行っている。
・大規模な農事組合法人が担い手となって耕作を行っており、農地の集積・集約ともに進んでいる。
【地域の主な作物】水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農事組合法人へほ場の集積・集約をさらに進める。
・担い手の省力化を図るためスマート農業の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	74 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	74 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農業振興地域内の住宅混在農地及び山林と隣接する遊休農地は保全管理や他の用途として維持することも検討する区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手の耕地の隣接農地の集積や担い手間の農地交換、新規就農者への集積を中心に団地面積の拡大を進め、農地の集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を確認し、貸付意向のあった農地について担い手へスムーズに転貸を図れるよう調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備については今後検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県や町、JA等関係機関と連携し、担い手の確保のため、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻では、農作業の効率化を図るため一部作業を大規模農家へ委託するなど、機械の更新を行わない農家が機械の故障により一部の作業が行えないことを理由に離農することを防ぐための調整に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③スマート農業に取り組むための圃場整備などについては協議を重ねる。
- ⑦多面的活動を通じて、農道や水路等の維持管理を地域一体となって取り組むよう努める。